

# よりよい学生生活のために

## アパート・マンションを探す時

学生が、親元を離れて学生生活を送る際にまず解決しなければならないのが、住宅の問題です。自分で選んだ住居で2年間を楽しく暮らすには、工夫、努力、そして多少は我慢も必要ではないでしょうか。しかし、思案に余る場合には、学生部学生係まで申し出てください。

## アルバイトをしたい時

アルバイトを希望する学生には、学業に支障のないアルバイトの紹介をします。学生がアルバイトをする目的は、学費やクラブ・サークル費の捻出、レジャーのためなどの経済的側面ばかりではありません。最近はアルバイトを社会的体験の場として積極的にとらえようとする傾向があるようです。また、社会情勢の変化により、本学に申し込まれるアルバイトの求人件数も年々増加しています。気をつけてほしいことは、アルバイトだからといっていい加減な勤務にならないように。そして何よりも大切な学業がいささかなりともおろそかにならないように、ケジメをつけることを忘れてはいけません。

### 本学でのアルバイト紹介の手順

売店掲示板に、求人の掲示を出します。希望の学生は、自分で先方と話し合いのうえ、アルバイト先を決めてください。アルバイト期間中問題が起きた場合は直ちに学生部（学生係）に届け出てください。

## 奨 学 金

### 1 日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学金

優秀な学生であって、経済的理由のため修学が困難なものに対しては、日本学生支援機構奨学規程によって学資が貸与される。そのあらましは下記の通りである。

#### (1) 奨学生の資格

短期大学に在学し、人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学が困難であると認められる学生であること。なお、科目等履修生には出願資格がない。

#### (2) 奨学金の種類

第一種奨学金（無利子貸与）、第二種奨学金（有利子貸与）、入学時特別増額貸与奨学金（有利子貸与10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択できる）

#### (3) 貸与月額（年度により変更あり）

第一種奨学金（自宅通学生30,000円から53,000円を選択する。）

自宅外通学生30,000円から60,000円を選択する。）

第二種奨学金（月額 3万、5万、8万、10万、12万円より選択する。）

(4) 募集時期

第一種・第二種奨学生募集は年1回4月に行う。条件を満たせば、入学時特別増額貸与奨学金を申し込むことが出来る。緊急採用（無利子貸与）・応急採用（有利子貸与）は随時受け付ける。

(5) 出願手続

奨学生としての採用を希望する学生は学生部の掲示により、日本学生支援機構奨学金説明会に参加し、確認書等の交付を受け、インターネット申し込みを経た後、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて期日までに担当係を通じて学長に提出し、その推薦を受けなければならない。

(6) 予約採用奨学生

高校在学中に「予約採用候補者」となった者は、入学後、期日までに「予約進学届」をインターネットにより提出する。「予約進学届」提出方法・時期については、学生部掲示に従う。その手続きを経た上で、日本学生支援機構より奨学生として正式に採用決定される。

(7) 日本学生支援機構奨学金説明会は4月中旬の4限目に実施するので、学生部掲示に従う。

## 2 宮崎県育英資金

宮崎県は、向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金の貸与を行い進学の便を図っている。

(1) 出願の資格

○本人の生計を主として維持している者が宮崎県に居住していること。

○大学又は短期大学に在学していること。

○日本学生支援機構奨学金等、他の奨学金との重複採用はしない。

(2) 貸与月額 52,000円（年度により変更あり）

(3) 貸与期間 在学する学校の修業年限の範囲内

(4) 出願手続

貸与生としての採用を希望する学生は、学生部の告示により願書用紙の交付を受け、本人および連帯保証人が必要事項を記入して、期日までに担当係を通じて学長に提出し、その推薦を受けなければならない。

## 3 壽崎育英財団奨学金

(1) 申請の資格

申請者の生計を主として維持している者が宮崎県に居住していること。

(2) 支給月額 10,000円

※返済義務なし。但し、毎月、近況報告と受領書を提出しなければならない。

(3) 支給期間

1年間。継続を希望する者は年毎に申請する必要がある。

## 4 交通遺児育英会奨学金

(1) 応募資格

保護者等が道路上の交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため学資に困っている者。

(2) 貸与月額

4万円、5万円又は6万円より選択（無利子）

(3) 入学一時金

40万円（無利子）

(4) 貸与期間

修業最短期間。

## 5 あしなが奨学金

- (1) 保護者等が災害または不慮の事故・病気で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため学資に困っている者。
- (2) 貸与月額
  - 40,000円（一般貸与）（無利子）
  - 50,000円（特別貸与）（無利子）
- (3) 貸与期間  
修業最短期間

## 6 その他

- (1) 母子福祉資金の貸与（母子家庭のためのもの）
  - 就学支度資金（入学時）  
自宅通学生 440,000円（無利子）  
自宅外通学生 450,000円（無利子）
  - 修学資金（月額）  
自宅通学生 52,000円（無利子）（2年次 50,000円）  
自宅外通学生 59,000円（無利子）（2年次 57,000円）
- (2) 生活福祉資金の貸与（修学が困難と思われる経済状態にある家庭のためのもの）  
金額その他は、上記の母子福祉資金の貸与と同じ。
- (3) 各県及び市町村の奨学金  
※詳しいことは各県市町村の福祉担当部署に尋ねてください。

### 学生相談室の利用

本学では、円滑な学生生活を営んでもらうために学生相談室を設けています。人間関係の悩みや学生生活上の不安等があるときは気軽に利用してください。

月・水（13:00～17:00）

1号館棟4階学生相談室

学生相談担当：布施 大典先生

## 保健室の利用

保健室は、学生ならびに教職員の健康維持増進をモットーとして、下記の通り保健衛生上の役割を担っています。有意義な学生生活を送るには、健康が大切な要素の一つです。常日頃から健康管理に留意し、疾病予防に心がけ、併せて病気の早期発見・早期治療を第一に考えます。このためにも学校が行う定期健康診断は必ず受診してください。

### (1) 応急処置

学校でけがをしたり発病した場合には、症状に応じた応急処置をします。また医師等による治療の必要を認めた場合は医療機関への受診を手配します。

### (2) 健康相談

健康上の相談に応じ保健指導をします。また必要な時は、校医に連絡し指示を得ます。要治療者は、適当な医療機関へ紹介します。

### (3) 定期健康診断の企画・実施

内科健康診断と胸部レントゲン検診を毎年4～5月に実施します。定期健康診断によって異常が発見された場合には、必ず本人に通知し、事後の指導をします。なお、定期健康診断を受診しなかった人は、各自医療機関で受診して診断書を提出しなければなりません。

### (4) 身体計測

内科検診時に身長・体重を測定します。

### (5) 就職時における健康診断書の発行

本学で行う定期健康診断（校医による内科健康診断及び胸部レントゲン検診）を受診した人には必要に応じて健康診断書を交付します。交付手続きは、成績証明書等と同様です。

### (6) 保育・教育実習前の検便の実施と診断書の作成

保育・教育実習に先立ち、定期健康診断と検便の結果をもとに診断書を作成し、各施設長あてに提出します。

検便是、保育所（園）実習、幼稚園実習、福祉施設等の実習、及び施設での介護等体験実習の開始前に実施します。実習希望者は全員検査を受けてください。なお、検便是期間内に必ず提出してください。

### (7) 「学生教育研究災害傷害保険」に関する手続き

次の①②③に該当する場合は必ず報告して下さい。詳細は入学後のオリエンテーション時に配布したしおりをよく読んでください。

- ① 学内や実習先等で事故にあって怪我をして、4日以上受診した時。
- ② 通学途中の事故で怪我をして、7日以上受診した時。
- ③ 課外活動中に怪我をして、14日以上受診した時。

### (8) 「学研災付帶賠償責任保険」に関する手続き

実習中、実習の対象児（者）にけがをさせたり、その器物を壊したりして実習生が法律上の損害賠償責任を負った時、損害賠償の実費が支払われます。必ず報告してください。詳細は入学後のオリエンテーション時に配布したしおりをよく読んでください。

## 学生教育研究災害傷害保険

### 1 保険金が支払われる事故の範囲

- (1) 被保険者が被保険者の在籍する大学の教育研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害。
- (2) 被保険者の住居と学校施設等との間の通学、学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害事故。

### 2 対象となる事項、時間、場所

- (1) 講義、実験、実習、演習及び実技による授業中。
- (2) 指導教員の指示に基づき、授業の準備や後始末を行っている間。教室、図書館、語学学習施設等において研究活動を行っている間。
- (3) 入学式、オリエンテーション、卒業式などの各種学校行事及び課外活動に参加している間。
- (4) 大学が教育活動のため所有、使用している学校施設内にいる間、ただし寄宿舎にいる間、大学が禁じている時間、場所、または禁止している行為を行っている間は除く。
- (5) 大学の施設以外で、大学に届け出た課外活動を行っている間。
- (6) 登、降学途中。
- (7) 学校施設等相互間の移動中。
- (8) 有毒ガス吸入による中毒症状、日射による傷害も含まれる。

### 3 支払いの保険金の種類と金額

- (1) 死亡保険金
  - ア 正課及び学校行事の場合 2,000万円
  - イ 課外活動中・通学中 1,000万円
- (2) 後遺傷害保険
  - その程度に応じて………45万円～3,000万円
  - (例) 両眼が失明したとき  
……………1,500万円～3,000万円
- (3) 医療保険金（医師の治療を受けたとき）
  - 治療日数等により金額が異なる。
  - (事例、データ省略)

### 4 保険金が支払われないケース

- (1) 本人（または保険金を受け取るべき者）の故意
- (2) 本人の闘争、自殺、違反運転
- (3) 本人の疾病、妊娠、出産、外科手術
- (4) 天災
- (5) 特殊な運動 ………山岳登はん、グライダー操縦、外洋ヨットなど
- (6) 自動車、モーターポート等による競技参加、試運転など

### 5 保険の有効期間と保険料

入学年次の4月1日から卒業年次の3月31日まで。1年間950円、2年間1,700円。

### 6 事故がおきたときの手続き

対象となる事故が生じた場合は、ただちに事故の日時、場所、状況、傷害の程度等を、保健室に通知すること。

- (1) 事故の日から30日以内に保険サービスセンターまたは当該支店に通知しなければ保険金が支払われない場合があるので、手続きは早目に行うこと。
- (2) 保険金の請求手続きは保健室に用意してある所定用紙によること。

くわしくは「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照のこと。

- 1. 課外活動を行う場合は必ず届出のこと。
- 2. 学外活動を行う場合は必ず届出のこと。

※1、2とも事前に届出があると、事故にあった時、この保険の対象となります。

# 学研災付帶賠償責任保険

学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

## （1）保険の内容

国内において、学生が、正課、学校行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

## （2）対象となる活動範囲（国内の活動で、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」の適用になる）場合のみが本賠償責任保険の対象になります。）

正課、学校行事、課外活動として認められたインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復途中。

- ★**インターンシップ**とは …… 学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことです。
- ★**介護体験活動**とは …… 小学校および中学校の教諭の普通免許取得希望者が介護等体験活動を行うことです。
- ★**教育実習**とは …… 「教育実習」に該当する科目のもとに、受入先の幼稚園・小中学校・高校で、学生の教員免許取得に必要な活動を行うことです。  
※養護学校教員（盲学校・聾学校教員を含む）免許取得に関する「養護実習」も含みます。
- ★**保育実習**とは …… 児童福祉法および同施行規則に規定された保育士の養成施設で履修が必要な科目について定めた厚生省の通知における「保育実習（必修および選択必修）」に該当する科目のもとに、受入先の保育所等の実習施設で学生の保育士資格取得に必要な活動を行うことです。
- ★**ボランティア活動**とは …… 各人の自由な意思によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動を行うこと（但し、本賠償責任保険では、学校管理下の正課、学校行事、課外活動に限ります。）。

（免責金額 5,000円）

| 保 険 料 | 1年間 340円 | 対 人 賠 償<br>対 物 賠 償 | 1事故 1億円限度 |
|-------|----------|--------------------|-----------|
|       | 2年間 680円 |                    |           |

※くわしくは、「学研災付帶賠償責任保険加入者のしおり」を参照のこと。

## 学 友 会

### 学友会の組織

学友会とは、学生全員を会員として構成されている学生の自治組織です。その目的は、「会員相互の親和協同により教養の向上、健康の増進を図り、大学教育の拡充発展に資すること」にあります。この目的を達成するための具体的な活動には、会員たる学生の総意を集約して関係機関に働きかけていく活動、各委員会で学生自らの発案でさまざまな行事を企画・実行していく活動、それぞれの人間形成に資するものとしてのサークル・同好会活動があります。これらすべての活動を統轄するのが学友会執行部であるといえます。

#### ① 学友会執行部

毎年12月に行われる役員選挙で得票上位9名が役員となり、学友会全体を運営していきます。学友会の運営費用は学生一人一人が納める会費（年会費7,000円）で成り立っています。

#### ② 代議員会

代議員は各クラスから2名選出し、執行部あるいは各クラスなどからの提案を審議・決定します。正副議長（3名）は代議員の互選で選ばれ、総会の議長団も兼ねます。

総会は全学生参加で毎年一回開かれ、予算、決算の承認や会則の改正など学友会の重要な事項が提案、審議決定されます。

#### ③ 各委員会

執行部の方針に基づき、それぞれの事業の企画、運営にあたります。

#### ④ 代理学友会兼会計監査委員会

代議員の互選によって4名選び、執行部不在のとき（教育実習など）執行部の代理をするとともに、年2回（10月末、3月末）学友会会計の監査をします。

#### ⑤ 選挙管理委員会

代議員の互選によって委員を5名選び、役員選挙の実施にあたります。

#### ⑥ サークル部長会

各サークル・同好会の正・副部長によって構成され、幹事長1名、副幹事長2名を選び、サークル・同好会活動の諸問題を協議します。

#### ⑦ 教職員学生連絡協議会

学友会と大学側（学生部）が話し合う場であり、学期ごとに開かれることになっています。